

令和6年度採用 山梨県公立学校教員選考検査実施要項

山梨県教育委員会

1 目的

この検査実施要項は、令和6年度に採用する山梨県の県立学校教員及び公立小・中学校教員の選考検査実施について定めたものである。

2 求める教員像

本県では、次のような教員を求めている。

- 豊かな人間性と幅広い視野を持った教員
- 教育に対する情熱と使命感がある教員
- 児童生徒と保護者に信頼される教員
- 幅広い教養と専門的な知識・技能を持った教員
- 生涯にわたって主体的に学び続ける教員

3 本年度の変更点

(1) 第一次検査の県外会場実施（対象：小学校）

一般選考の小学校希望者で、県外会場での受検を希望する者について、県内会場と同日同時刻に、県外会場(東京都内)での検査を実施する。(収容人数に限りがあるため、予定人数(60名程度)を超えた場合は、山梨会場での受検となる。)

(2) 加点要件の拡大（対象：小学校）

小学校受検希望者の内、幼稚園教諭の免許を取得している者(見込者)に加点する。

(3) 社会人特別選考 募集教科の拡大（対象：高等学校）

高等学校社会人選考の対象を農業、工業に、福祉、情報を追加する。

(4) 他の都道府県・政令指定都市の正規教員を対象とした特別選考（対象：すべての校種・職種）

現在、他の都道府県・政令指定都市の公立の小・中・高・特別支援学校の教諭もしくは養護教諭・栄養教諭として正規教員の職にある者のうち、小論文による選考を通過した者は、第一次検査を免除する。

(現在の種別・教科(科目)で出願する場合に限る)

(5) 第一次検査の一般・教職教養検査の解答をマークシート方式に変更

第一次検査の一般・教職教養検査の解答をこれまでの記述式からマークシート方式に変更する。

4 受検資格

次の各号のすべてに該当する者であること。

(1) 地方公務員法第16条(欠格条項)及び学校教育法第9条(校長・教員の欠格事由)に該当しない者

(2) 志望する校種、教科に相当する教諭の免許状もしくは養護教諭、栄養教諭の免許状を有する者、又は、令和6年3月31日までに取得見込の者

特別支援学校の場合は、上記以外に、特別支援学校教諭普通免許状を有する者、又は、令和6年3月31日までに取得見込の者

ただし、「7 特別選考 E 社会人特別選考」対象者を除く。

(3) 昭和39年4月2日以降に出生した者

5 募集区分・教科・科目及び採用予定数

校種等	教科及び科目		採用予定数
小学校			170名程度
中学校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語		76名程度
高等学校	国語、地歴(日本史)、公民(政経)、数学、理科(物理、化学)、保健体育、家庭、福祉、英語、情報、工業(機械、電子)、商業		24名程度
特別支援学校	小学部		21名程度
	中学部	中学校と同一教科及び科目	
	高等部	高等学校と同一教科及び科目、ただし、工業(機械、電子)、商業を除く。	
養護教諭			10名程度
栄養教諭			1名程度

- (注) ・ 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用する。
 ・ 採用予定数は変更することがある。
 ・ 高等学校家庭については、「福祉」の免許状を有することが望ましい。又は、令和6年3月31日までに取得見込であることが望ましい。
 ・ 2以上の校種及び教科（科目）を併願することはできない。
 ただし、小学校の志願者で、小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状を有する者（取得見込）は、中学校を第二志望とすることができます。
 また、中学校の志願者で、中学校教諭普通免許状及び小学校教諭普通免許状を有する者（取得見込）は、小学校を第二志望とすることができます。
 ・ 平成20年3月31日までに、盲・ろう・養護学校いづれかの教諭の免許状を有している者は、特別支援学校教諭普通免許状を有しているものとみなす。

6 選考区分

- (1) 選考は、一般選考、特別選考及び大学推薦の区分により実施する。一般選考は、特別選考及び大学推薦以外のものとする。
- (2) 特別選考及び大学推薦の対象者は、一般選考と併願することはできない。
- (3) 特別選考は、次の「7 特別選考 A～E」に該当する者を対象とし、いづれか一つに出願するものとする。
- (4) 特別選考に出願した者が、その対象者とならなかった場合は、一般選考の受検者とする。ただし、「E 社会人特別選考」において、該当の免許状を有しない場合は、受検資格を失う。

7 特別選考

項目	募集校種・職種・教科及び対象者
A 障害のある者を対象とした特別選考	<p>(1) 募集校種・職種　すべての校種・職種 (2) 対象者 「4 受検資格」を満たし、障害者手帳の交付を受け、その程度が1級から6級までの者。 (3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送信する際に通知する。 特別選考の受検者は障害の状態に応じて、例えば検査時間の延長等に配慮した上で選考する。 選考検査の実施にあたって、配慮を必要とする場合は、その旨を配慮事項の欄に具体的に入力する。（視覚障害により、受検上の配慮を希望する者は、志願書の提出に際して、配慮事項の欄に「点字又は、拡大文字による受検」を、身体の障害等により、受検上の配慮を希望する者は、志願書の提出に際して、配慮事項の欄に「手話通訳の配置や車椅子の使用等」を入力すること。点字による受検を希望する者は、別途、点字による実施要項（概要版）を配布するので、山梨県教育庁義務教育課まで問い合わせをすること。また、準備の都合上、5月17日（水）17時までに教育庁義務教育課（電話055-223-1757）へ必ず電話で連絡すること。第一次検査に際し、点字用の器具は、受検者が用意すること。） 申込みの際に入力された事項について、申込み受付後、教育庁義務教育課から電話で確認する場合がある。また、希望内容によっては、検査実施上、配慮できない場合がある。</p>
B グローバル人材特別選考 (国際貢献活動経験者特別選考)	<p>(1) 募集校種　小学校 (2) 対象者 「4 受検資格」を満たし、さらに次の要件を満たす者。 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく派遣（青年海外協力隊、日系社会青年海外協力隊）で学校での教育ボランティアとして、海外に2年以上派遣された経験を有する者。 (3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送信する際に通知する。 特別選考の受検者は、第一次検査において加点をする。</p>
C スポーツ実績による特別選考	<p>(1) 募集校種・教科　中学校・高等学校の保健体育 (2) 対象者 「4 受検資格」を満たし、次の①又は、②の実績を有する者。 ① 世界大会レベルのスポーツの競技会に日本代表として出場した者。 世界大会レベルのスポーツの競技会とは、オリンピック、アジア大会、世界選手権大会等とする。 ② 全国的な規模の大会で特に優秀な成績を収めた者。 全国的な規模の大会で特に優秀な成績を収めた者とは、文部科学省、（公財）日本スポーツ協会又は、その加盟団体の主催する全国的規模を有する大会で、優勝もしくは準優勝の成績を収めた者。ただし、高校生以下を対象とした大会は除く。</p>

C スポーツ実績による特別選考	(3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送信する際に通知する。 特別選考の受検者は、第一次検査において、保健体育の「専門教養検査」を免除する。
D 教職経験者を対象とした特別選考	(1) 募集校種・職種　すべての校種・職種 (2) 対象者 「4 受検資格」を満たし、次の①～③のいずれかの経験を有する者。 ① 過去において山梨県又は、他の都道府県・政令指定都市の公立の小・中・高・特別支援学校（特殊教育諸学校）の教諭もしくは養護教諭・栄養教諭として3年以上（休職・育児休業等の期間を除く）正規教員として勤務した経験を有する者。 ② 現在、山梨県の公立の小・中・高・特別支援学校の教諭もしくは養護教諭・栄養教諭として正規教員の職にある者。 ③ 平成30年4月1日以降、山梨県の公立学校の小・中・高・特別支援学校の臨時の任用教職員（期間採用教員・代替教員）・任期付教員として、令和5年5月31日現在で通算2年以上の勤務経験がある者。 期間の計算にあたっては、355日以上を1年とする。 (3) 特別選考の受検者 特別選考（D 1）の受検者と認める者には、受検票を送信する際に通知する。 特別選考（D 1）の受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。
①D 1	(1) 募集校種・職種　小学校・中学校・特別支援学校 (2) 対象者 現在、山梨県の公立学校の小・中・高・特別支援学校の臨時の任用教職員（期間採用教員・代替教員）・任期付教員として任用され、勤務経験通算10年以上かつ、現任校の校長からの推薦を受けた者のうち、推薦書及び小論文による選考を通過した者。 (3) 特別選考の受検者 推薦書並びに小論文は、義務教育課ホームページより所定の様式をダウンロードして、提出すること。D 2 の受検者と認められなかった者は、D 1 もしくは一般選考として受検することができる。D 1 を希望する場合は志願書の選考区分欄の下段に○をつけること。 特別選考（D 1・D 2）の受検者と認める者には、受検票を送信する際に通知する。 特別選考（D 2）の受検者は、「第一次検査」を免除する。
②D 2	(1) 募集校種・職種　小学校・中学校・特別支援学校 (2) 対象者 過去において山梨県又は、他の都道府県・政令指定都市の公立の小・中・高・特別支援学校の正規教員として勤務経験を有し、子育てや介護等のために退職した者。 (3) 特別選考の受検者 特別選考（D 3）の受検者と認める者には、受検票を送信する際に通知する。 特別選考（D 3）の受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。
③D 3	(1) 募集校種・職種　小学校・中学校・特別支援学校 (2) 対象者 現在、他の都道府県・政令指定都市の公立の小・中・高・特別支援学校の教諭もしくは養護教諭・栄養教諭として正規教員の職にある者のうち、小論文による選考を通過した者。（現在の種別・教科（科目）で出願する場合に限る） (3) 特別選考の受検者 小論文は、義務教育課ホームページより所定の様式をダウンロードして、提出すること。D 4 の受検者と認められなかった者は、D 1 の(2)対象者の記載にかかわらずD 1 として受検することができる。D 1 を希望する場合は志願書の選考区分欄の下段に○をつけること。 特別選考（D 1・D 4）の受検者と認める者には、受検票を送信する際に通知する。 特別選考（D 4）の受検者は、「第一次検査」を免除する。
④D 4	(1) 募集校種・職種　すべての校種・職種 (2) 対象者 「4 受検資格」の(1)の要件を満たし、さらに次の要件を満たす者。 ① 教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者。 ② 大学を卒業している者、又は、受検しようとする教科の教員免許状を保有する者。 ③ 受検しようとする教科に関する専門分野の勤務経験（学校・教育施設・企業等の正規職員等（注1））が3年以上ある者（教員免許状はなくても可） 勤務経験については、令和5年3月31日現在で3年以上ある者。 期間の計算にあたっては、355日以上を1年とする。 ④ 免許状を有しない場合は、特別免許状（注2）の授与条件を満たす者。 (3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送信する際に通知する。 特別選考の受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。
E 社会人特別選考	(1) 募集校種・教科　高等学校 福祉 情報 工業（機械、電子） (2) 対象者 「4 受検資格」の(1)の要件を満たし、さらに次の要件を満たす者。 ① 教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者。 ② 大学を卒業している者、又は、受検しようとする教科の教員免許状を保有する者。 ③ 受検しようとする教科に関する専門分野の勤務経験（学校・教育施設・企業等の正規職員等（注1））が3年以上ある者（教員免許状はなくても可） 勤務経験については、令和5年3月31日現在で3年以上ある者。 期間の計算にあたっては、355日以上を1年とする。 ④ 免許状を有しない場合は、特別免許状（注2）の授与条件を満たす者。 (3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送信する際に通知する。 特別選考の受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。

※なお、特別選考のそれぞれの採用予定数は、5の採用予定数に含めるものとする。

(注1) 学校の正規職員とは、学校における正規の実習助手および臨時の任用(期間採用教員・代替教員)・任期付教員の助教諭を指す。

(注2) 特別免許状について

特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した者に対して授与され、その都道府県内においてのみ効力を有する。教育職員検定の実施については、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第4項において、次のように規定されている。

〈教育職員免許法 第5条第4項〉

前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は、雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は、技能を有する者
- (2) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

これらの授与条件を満たす者が特別選考によって採用内定した場合に、教育職員検定の実施に必要な任命権者としての推薦を行う。ただし、令和6年3月31日までに特別免許状を取得できない場合は、採用内定を取り消すことになる。

8 大学推薦

(1) 募集校種

小学校 特別支援学校小学部

(2) 対象者

山梨県内で、推薦の対象となる校種の一種免許状又は、専修免許状が取得できる大学、大学院、教職大学院、専攻科を設置している短期大学のうち、山梨県教育委員会が指定する山梨大学、都留文科大学、山梨県立大学、山梨学院短期大学、帝京科学大学において、山梨県公立小学校及び山梨県立特別支援学校小学部の教員を第一希望とし、次の①～③までの全ての要件を満たす者のうち、大学等が推薦する者。

① 令和5年度に大学等を卒業（修了）見込の者。

② 小学校教諭一種又は、専修免許状所有者、又は、令和6年3月31日までに当該免許を確実に取得できる見込の者。

③ 昭和39年4月2日以降に出生した者。

(3) 大学推薦の受検者

大学推薦の受検者と認める者には、受検票を送信する際に通知する。

大学推薦の受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。

9 加点制度

下記に該当する者を対象に、第一次検査の合計点に10点を上限として加点する。加点を希望する場合は、必要な免許状、資格を証明する書類の写しを令和5年6月1日（木）（当日消印有効）までに、山梨県教育庁義務教育課へ簡易書留で郵送すること。（昨年度とは届け出方法が異なっているので注意すること）

◆加点要件

校種等	申請区分	資 格 等	加 点
小 学 校	小①	中学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5 点
	小②	幼稚園教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5 点
	小③	B グローバル人材特別選考(国際貢献活動経験者特別選考)受検者	5 点
	小④-1	英語に関する資格(英検準1級)等を有する者(取得済みであること)	5 点
	小④-2	英語に関する資格(英検2級)等を有する者(取得済みであること)	2 点
	小⑤	特別支援学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5 点
	小⑥	基本情報技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構)を合格した者、又は、この試験と同等以上の試験に合格した者	5 点

中学校	中①	複数教科の中学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5点
	中②	小学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5点
	中③	英語に関する資格(英検1級)等を有する者(取得済みであること)	5点
	中④	特別支援学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5点
	中⑤	基本情報技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構)を合格した者、又は、この試験と同等以上の試験に合格した者	5点
高等学校	高①	複数教科の高等学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5点
	高②	受検する科目に関する専門分野の資格を有する者 (工業、商業に関する科目の受検者を対象とする)	5点
	高③	英語に関する資格(英検1級)等を有する者(取得済みであること)	5点
	高④	特別支援学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5点
	高⑤	福祉又は、情報の高等学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5点
特別支援学校	特①	複数の障害種の特別支援学校教諭普通免許状を有する者(取得見込) ※「視覚」と「知」「肢」「病」又は、「聴覚」と「知」「肢」「病」の組合せを可とする	5点
	特②	小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)又は、 小学校教諭普通免許状及び高等学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5点
	特③	幼稚園教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5点
	特④	基本情報技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構)を合格した者、又は、この試験と同等以上の試験に合格した者	5点
養護教諭	養①	看護師免許証を有する者(申請中)	5点
全校種 (養教を除く)	全①	司書教諭の資格を有する者(申請中又は、取得見込)	5点

※当該免許状(証)取得見込者のうち、令和6年4月1日までに当該免許状を取得できなかった場合は、採用候補者であっても採用を取り消す場合がある。

◆英語に関する資格等(申請区分 小④-1, 小④-2, 中③, 高③)

資 格 等	「小④-1」	「小④-2」	「中③」	「高③」	留 意 点
実用英語技能検定 (公財)日本英語検定協会)	準1級以上	2級	1級	1級	
TOEFL (国際教育交換協議会) インターネット方式(iBT)	80点以上	61点以上	100点以上	100点以上	
TOEIC ((財)国際ビジネスコミュニケーション協会)	740点以上	550点以上	870点以上	870点以上	令和3年7月以降の得点に限る。
加 点	5点	2点	5点	5点	

※上記の英語に関する資格等を複数有している場合も、加点の上限は「小④-1」、「中③」、「高③」は5点、「小④-2」は2点とする。
「小④-1」、「小④-2」の両方の資格を有する者は、「小④-1」のみ申請可とする。

◆受検する科目に関する専門分野の資格等（申請区分 高②）

樹木医、普及指導員、技能士1級、1級建築士、第2種電気主任技術者、応用情報技術者試験、日商簿記1級、又は、これらと同等以上の資格を有する者。ただし、申請可能な資格は一つとする。

10 出願手続

(1) 出願方法等

※出願については、インターネットでの申込みとする。



アドレス

https://s-kantan.jp/pref-yamanashi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=8745

① 出願方法

申込みについては、記載のアドレス又は、2次元コードから「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」にアクセスし、利用登録および志願書データのアップロードにより出願を行う。インターネットによる申込みができない場合は、5月10日(水)～6月1日(木)(月曜～金曜 9時～17時)までに、山梨県教育庁義務教育課まで連絡すること。なお、それ以降の対応はできない。

② 出願期間 5月9日(火)10時～6月1日(木)17時

※システム管理等のため、一時的に利用できない場合がある。時間に余裕をもって申込むこと。

※締切直前は混雑が予想される。インターネットの特性上、データの送信等に時間がかかり、申込み期間中に処理できない場合があるので、時間に余裕を持って申込むこと。

③ 申込み手続きに必要なもの

- ・パソコン、タブレット端末のいずれか（インターネットに接続されていること）
- ・電子メールアドレス
- ・Adobe Acrobat Reader DC
- ・Microsoft Excel
- ・プリンター（A4判の用紙に印刷できるもの）

※上記の5点すべてが必要となる。

※パソコンの機種や環境等により利用できない場合がある。詳細は、「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」の「ヘルプ」、「FAQ」を確認すること。

④ その他

※申込み手続きに際して、「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」から届く電子メールは、削除せずに保存すること。

※申込み後に電子メールアドレスを変更する場合は、必ず山梨県教育庁義務教育課へ連絡すること。

(2) 出願に必要な書類（ダウンロードしたエクセルデータの各シートに入力する。）

（一般選考・特別選考・大学推薦受検希望者に共通）

- ① 志願書
- ② 履歴書
- ③ 在職経歴書（様式1 必要に応じて）
- ④ 加点申請書（様式2 必要に応じて）

(3) 出願書類の提出について

① 特別選考受検希望者

インターネットでの申込みに加え、次の書類を令和5年6月1日(木)（当日消印有効）までに、山梨県教育庁義務教育課へ簡易書留で郵送すること。（写しはA4用紙に拡大・縮小する。）

◇A 障害のある者を対象とした特別選考受検希望者

障害者手帳の写し（氏名等が記載されている見開きのページ全部）

◇B グローバル人材特別選考（国際貢献活動経験者特別選考）受検希望者

派遣の実績が確認できる書類（在職証明書等）

◇C スポーツ実績による特別選考受検希望者

実績を証明する書類(賞状等)の写し(第二次検査日に、証明する書類(賞状等)の原本(実物)を提出)

◇D 教職経験者を対象とした特別選考受検希望者 (D 1・D 2・D 3・D 4)

山梨県外で正規教員又は、山梨県内の市立高等学校で正規、臨時的任用を問わず勤務をしたことのある者及び現に勤務している者は、任命権者の教育委員会発行の履歴証明書（1通）を提出すること。

* D 2を希望する者は、学校長の推薦書（巻封）と小論文を令和5年6月1日（木）（当日消印有効）までに、山梨県教育庁義務教育課へ簡易書留で郵送すること。

* D 4を希望する者は、小論文を令和5年6月1日（木）（当日消印有効）までに、山梨県教育庁義務教育課へ簡易書留で郵送すること。

◇E 社会人特別選考受検希望者

受検する教科に関する実務経歴証明書 1通

書式の指定はないが、氏名、勤務先、所在地、代表者名・印、職名、担当名、雇用形態、雇用期間、職務内容が記されたもの

受検する教科に関する専門分野の資格証明書等がある場合はその写し 1通

② 大学推薦受検希望者

インターネットでの申込みに加え、次の書類を令和5年6月1日（木）（当日消印有効）までに、山梨県教育庁義務教育課へ簡易書留で郵送すること。

なお、書類の提出方法等については、別途定める「山梨県公立学校教員選考検査大学等推薦実施要項」を参照すること。

推薦書（山梨県教育委員会所定のもの） 1通

成績証明書（各大学の様式によるもの） 1通

③ 加点希望者

インターネットでの申込みに加え、次の書類を令和5年6月1日（木）（当日消印有効）までに、山梨県教育庁義務教育課へ簡易書留で郵送すること。なお、必要な書類が期日までに提出できない場合は、加点できないので注意すること。（昨年度とは届け出方法が異なっているので注意すること）

【申請区分】

◇小① 中学校教諭普通免許状の写し（取得見込の者は取得見込証明書）

◇小② 幼稚園教諭普通免許状の写し（取得見込の者は取得見込証明書）

◇小④-1・小④-2・中③・高③

資格を証明する書類（主催団体が発行する公式認定書又は、合格証明書）の写し
第二次検査日に、証明する書類（合格証等）の原本（実物）を提出する。

◇小⑤・中④・高④ 特別支援学校教諭普通免許状の写し（取得見込の者は取得見込証明書）

◇小⑥・中⑤・特④

基本情報技術者試験（独立行政法人情報処理推進機構）の合格証書の写し、又は、この試験と同等以上の試験の合格証書の写し

第二次検査日に、証明する書類（合格証書）の原本（実物）を提出する。

◇中① 所有する全ての中学校教諭普通免許状の写し（取得見込の者は取得見込証明書）

◇中② 小学校教諭普通免許状の写し（取得見込の者は取得見込証明書）

◇高① 所有する全ての高等学校教諭普通免許状の写し（取得見込の者は取得見込証明書）

◇高② 所有する資格の写し

◇高⑤ 高校の情報又は、福祉の教諭普通免許状の写し（取得見込の者は取得見込証明書）

◇特① 全ての障害種の特別支援学校教諭普通免許状の写し（取得見込の者は取得見込証明書）

◇特② 必要な校種の普通免許状の写し（取得見込の者は取得見込証明書）

◇特③ 幼稚園教諭普通免許状の写し（取得見込の者は取得見込証明書）

◇養① 必要な看護師免許証の写し（申請中の者は看護師国家試験合格証書の写し及び看護師免許証申請書の写し）

◇全①（養護教諭は除く）

次のいずれかの書類。「司書教諭講習修了証書」もしくは「単位修得証明書又は、単位修得見込証明書（司書教諭）」もしくは「司書教諭講習修了証書申込み書」の写し

*教員免許を更新している者については、更新講習修了確認証明書等、有効期限が付されている証明の写しを提出すること。

11 出願締め切り

令和5年6月1日(木) 17時までに「利用者登録」および「出願」完了

12 検査日程・会場等

(1) 第一次検査

令和5年7月9日(日)

	校種等	会場	所在地(電話)
筆答検査	小学校	山梨県総合教育センター (第1会場)  TKP品川カンファレンスセンター (東京会場) 	笛吹市坂町成田1456 (TEL 055-262-5571) 東京都港区高輪3-25-23 京急第2ビル (TEL 03-5793-3571)
筆答検査 実技検査	中学校 (音楽・美術を除く) *中学校保健体育実技	山梨県立甲府西高等学校 (第2会場) 	甲府市下飯田四丁目1-1 (TEL 055-228-5161)
筆答検査	高等学校(保健体育を除く) 特別支援学校 小学部 特別支援学校 中学部 (音楽・美術・保健体育を除く) 特別支援学校 高等部 (保健体育を除く)	山梨県立甲府東高等学校 (第3会場) 	甲府市酒折一丁目17-1 (TEL 055-237-6931)
筆答検査 実技検査	中学校(音楽・美術) 高等学校(保健体育) 特別支援学校 中学部 (音楽・美術・保健体育) 特別支援学校 高等部 (保健体育)	山梨県立甲府第一高等学校 (第4会場) 	甲府市美咲二丁目13-44 (TEL 055-253-3525)
筆答検査	養護教諭 栄養教諭		

《検査内容及び日程》

*「昼食」は実技検査受検者のみ

時間 校種等	8:30 ～ 9:00	9:10 ～ 9:20	9:20～10:20	10:20 ～ 10:45	10:45～11:45	11:45 ～ 13:05	13:05～16:00	
小学校	集合 諸連絡	一般・教職 教養検査	休憩	専門教養検査 (国語、社会、英語、算数、理科、生活、音楽、図工、家庭、体育の10教科)	10:45～11:45	11:45～13:05	*実技検査なし	
中学校								
高等学校				専門教養検査 (出願の際志望した1教科) (科目)	昼食 (実技)	実技検査 (音楽・美術・保健体育の受検者のみ)		
特別支援学校								
養護教諭				専門教養検査※1 (校種別担当教科と特別支援教育の専門教養)	昼食 (実技)	実技検査 (音楽・美術・保健体育の受検者のみ) *小学部実技検査なし		
栄養教諭								

※1 特別支援学校の専門教養検査時間は、10:45～12:10とする。

〈注意〉

- 1 検査当日は、受検票2枚、誓約書、第一次検査結果通知用封筒角2号（本人の宛先、郵便番号を記入のうえ、120円切手を貼り、封筒の表左下に校種等、教科（科目）を朱書きしたもの。※宛先は〇〇様とし、封印用の両面テープを貼ること）、筆記用具（鉛筆、ボールペン、消しゴム）、上履き、昼食（実技検査のある者のみ）、ビニール袋（下履きを入れる）を持参すること。
- 2 受検票2枚に貼る写真は、令和5年4月1日以降に撮影した、縦4.5cm、横3.5cm、上半身、脱帽、正面向きのもので、裏面に氏名、校種・教科（科目）を書いてから貼ること。受検票に写真が貼っていない場合は、受検できない。
- 3 受検票2枚、誓約書は、白色無地のA4用紙1枚に印刷し、誓約書に自署し印を押すこと。
- 4 東京会場については、収容人数に限りがあるので、予定人数（60名程度）を超えた場合は、山梨会場での受検となる。
- 5 検査当日、検査開始時刻までに検査室に入室できない者は受検できない。ただし、公共交通機関の不通・遅れなどやむを得ない事由がある場合には、遅延証明書の提出等、事実を確認した上で受検を認める場合がある。
- 6 中学校・高等学校・特別支援学校中学部及び高等部の保健体育の受検者は、運動用服装、体育館用運動靴を持参すること。尚、医師から体育実技に係る運動が禁止されている者は、証明書を検査当日に提出すること。

- 7 中学校・高等学校・特別支援学校中学部及び高等部の保健体育の実技検査は、男女を問わず柔道、剣道、ダンスの3種目から1種目を選択する。柔道又は、剣道を選択する受検者は、選択種目の用具一式を持参すること。
- 8 中学校・特別支援学校中学部の美術の受検者は、鉛筆（4H～6B程度）、鉛筆を削るためのカッターナイフ、プラスチック消しゴム、練り消しゴム及び水溶性絵の具の用具一式（含 水入れ）を持参すること。水溶性絵の具は、透明水彩、不透明水彩、アクリル絵の具のうちのいずれかとする。
- 9 中学校・特別支援学校中学部の音楽の受検者は、アルトリコーダーを持参すること。

(2) 第二次検査

第一次検査通過者について次の検査を実施する。

〔第一回目〕 令和5年8月5日(土) 会場 山梨県総合教育センター
(笛吹市御坂町成田1456 TEL055-262-5571)

- ア 適性検査
 - イ 小論文
 - ウ 実技検査 ・英語 中学校、高等学校、特別支援学校中学部及び高等部の英語受検者
- 〔第二回目〕 令和5年8月16日(水)～18日(金)のうち、いずれかの日
会場 山梨県立かえで支援学校
(甲府市東光寺2丁目25-1 TEL055-223-6355)
- ア 個人面接
 - イ 集団討議（模擬的授業を含む）

13 検査結果

- (1) 第一次検査の結果は、令和5年7月下旬に通知を発送する。また、山梨県の義務教育課ホームページ内にも通過者の受検番号を掲載する。
- (2) 第二次検査の結果は、令和5年9月下旬に通知を発送する。また、山梨県の義務教育課ホームページ内にも通過者の受検番号を掲載する。
- (3) 第一次検査については令和5年8月1日(火)、第二次検査については令和5年9月29日(金)までに結果の通知が届かない場合は、義務教育課に照会すること。

14 採用

- (1) 第二次検査通過者を山梨県公立学校教員採用候補者として名簿に登載し、原則として令和6年4月1日から採用する。名簿の登載期間は、新しい名簿が作成されるまでの期間とする。
また、令和6年3月31までに卒業できなかった場合、令和6年3月31までに合格した受検校種等・教科（科目）の普通免許状等（特別支援学校合格者は特別支援学校普通免許状）が取得できなかった場合、教員としてふさわしくない信用失墜行為等が判明した場合、志願書等記載事項に重大な瑕疵や虚偽があつた場合等には、合格・採用を取り消す場合がある。
- (2) 補欠合格者は、名簿登載者が採用辞退の申し出を行った場合に順次採用する。補欠合格の発表は、第二次検査の結果通知による。
- (3) 令和6年度採用選考検査第二次検査結果通知において、不通過者のうち第一次検査免除が認められた者は、同一校種・同一教科（科目）の受検を条件に、令和7年度採用選考検査において第一次検査のすべてを免除する。ただし、この適用は1年のみとする。

※採用候補者名簿の登載期間の延長についての特例

教職大学院に進学するため、又は、継続して教職大学院で修学するために、教職大学院課程修了後の採用を希望する採用候補者名簿登載者は、本人が山梨県教育委員会にその申し出を行い、許可を受けた者に限り、名簿登載期間を1年間延長できるものとする。なお、この申請ができる回数は、教職大学院進学予定者は2回まで、教職大学院1年生は1回までとし、任用にあたっては、教職大学院を修了し、合格した志願校種等、教科の専修免許状が取得できることを、また、令和5年12月15日(金)(必着)までに合格通知書もしくは在学証明書を提出することを条件とする。

また、小学校・中学校志願者に限り、大学院への進学者にもこの特例を適用する。高等学校・特別支援学校・養護教諭・栄養教諭志願者は、教職大学院のみとする。

- (4) 新規大卒者教諭の初任給は、約227,000円が支給される。（教職調整額、義務教育等教員特別手当を含む。ただし、学歴その他採用前の経験により異なる。）このほかに、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。（令和5年4月現在）

15 その他

- (1) 受検票は、出願締切り後、山梨県教育委員会から志願者に、「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」で送信する。令和5年6月19日(月)までに届かない場合は、教育庁義務教育課(055-223-1757)に照会すること。
- (2) 受理した出願書類は返還しない。
- (3) 本人から請求があれば、第一次検査不通過者については、検査種別得点、合計得点及び順位を、第二次検査については、検査種別得点、合計得点及び順位を開示する。
- (4) 第一次検査通過者は、第二次検査の第一回目（8月5日）に自己紹介書を、第二回目（8月16日～18日）に返信用封筒（様式は、第一次検査時に提出したものと同様）を持参すること。
- (5) 本要項は、山梨県教育庁義務教育課、高校教育課、各教育事務所、県民センター、市町村（組合）教育委員会、山梨県東京事務所、山梨県大阪事務所及びやまなし暮らし支援センターで配布する。
東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6-3 都道府県会館13階）TEL 03-5212-9033
大阪事務所（大阪府大阪市北区梅田一丁目1 大阪駅前第3ビル21階）TEL 06-6344-5961
やまなし暮らし支援センター
(東京都千代田区有楽町二丁目10-1 東京交通会館8階) TEL 03-6273-4306
- (6) 検査当日は、検査会場の建物へ入場してから、検査終了後、建物から退出するまでの間は、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末等の電源を切り、カバンへしまっておくこと。検査会場においては、ICレコーダー、デジタルカメラ、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末等、録音・録画・通信・通話のできる機器の使用は禁止する。
- (7) 検査会場への自家用車での来場は禁止する。また、家族等が車で送迎する場合、コンビニやスーパー等の駐車場に無断駐車して待ち合わせをする行為は固く禁じる。
- (8) 出願の際、提供された個人情報は、本検査のために使用し、その他の目的では利用しない。
- (9) 日程・方法等の変更やそれに係る連絡は、受検票送信時に通知する。また、その後の変更等は山梨県の義務教育課ホームページにて公表するので、隨時確認すること。
- (10) 第一次検査当日の持ち物については、しっかりと確認し持参すること。受検票2枚、誓約書は、白色無地のA4用紙1枚に印刷し、写真を貼り、誓約書に自署し印を押すこと。（受検票に写真が貼っていない場合は、受検できない。）

【問合せ・提出先】

山梨県教育庁義務教育課

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

TEL（直）(055)223-1757

【山梨県教育庁義務教育課人事HP】

<https://www.pref.yamanashi.jp/gimukyo/jinji.html>

* 上記のホームページから、出願を行う「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」に接続することができます。

* 選考検査に関する緊急連絡は、上記のホームページアドレスに掲載されます。隨時、確認してください。



【出願から第一次検査までの流れ】

【「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」の利用者登録】

事前登録が必要です。(既に登録されている方は、必要ありません。)

※令和5年5月9日(火) 10時～令和5年6月1日(木) 17時締切

志願書等のデータをダウンロードするためには「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」の利用者登録を行う必要があります。(利用者登録情報は必ず控えてください。)

必ずご記入ください

利用者ID

パスワード



【電子申請により「志願書」をダウンロード・申請】

※令和5年5月9日(火) 10時～令和5年6月1日(木) 17時締切

「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」に利用者IDとパスワードを使いアクセスして、志願書等のデータをダウンロードします。志願書、履歴書、(在職経歴書、加点申請書)を作成し、内容を確認後、「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」で申請を行います。申請完了のメールが届けば【申請完了】です。(整理番号、パスワードは必ず控えてください。)

必ずご記入ください

整理番号

パスワード



「特別選考受検希望者」「大学推薦受検希望者」「加点希望者」は必要書類を必ず簡易書留で郵送してください。令和5年5月9日(火)～令和5年6月1日(木) 消印有効



【「受検票」の作成】 令和5年6月中旬～下旬

「山梨県電子申請サービス『やまなしくらしねっと』」にアクセスして、受検票をダウンロードし、白色無地のA4用紙に印刷し、写真を貼付するとともに誓約書に自署し印を押してください。

受検票発行の開始については、ホームページとメールでお知らせします。

受検票に貼る写真は、令和5年4月1日以降に撮影した、縦4.5cm、横3.5cm、上半身、脱帽、正面向きのもので、裏面に氏名、校種・教科(科目)を書いてから貼ってください。受検票に写真が貼っていない場合は受検できません。



【第一次検査当日】 令和5年7月9日(日)

「受検票2枚」・「宣誓書」・「返信用封筒」を会場に持参し、選考を受けてください。